

今こそ変えるぞ！ 再審法

第7回 議員連盟と法制審議会について

再審法改正実現本部 委員 岡本 裕明 (64 期)

1 議員連盟の動き

再審法（刑訴法第4編「再審」）の改正に向けて、日本弁護士連合会は何度も意見書を公表するなどしてきたが、袴田事件についての無罪判決の確定等を経て、これまで以上に再審法改正に向けた機運が高まっている。

2024年3月11日に超党派の国会議員により設立された「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下「議連」という）も、2025年5月8日時点で会員数は386名となり、全国会議員の過半数を超えた。

議連は、同年3月25日の総会で再審法改正の要綱案を承認し、各党で党内手続が進められ、同年5月28日の総会で、「刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という）を承認した。

法案は、①再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判等に関与した裁判官の除斥及び忌避、②再審の請求の手続に係る規定の整備（期日の指定、裁判長の手続指揮権等）、③再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令等、④再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を内容としている。

自民党等の了承手続が進まなかったため、2025年6月18日付けで、野党6党によって法案が提出されたものの、通常国会で審議入りすることはできず、次回の臨時国会での成立を目指すこととなった。

2 法制審議会の動き

一方で、鈴木馨祐法務大臣は、2025年3月28日、法制審議会（以下「法制審」という）に、①再審請求審における検察官の保管する裁判所不提出記録の弁護人による閲覧及び謄写に関する規律、②再審開始決定に対する不服申立に関する規律、③再審請求審における裁判官の除斥及び忌避に関する規律、④その他の刑事再審手続、を諮問事項とする「刑事再審手続の在り方に関する諮問第129号」を発した。

これを受けて法制審に刑事法（再審関係）部会（以

下「部会」という）が設置され、弁護士委員として鴨志田祐美弁護士（京都弁護士会）、村山浩昭弁護士（当会）、山本剛弁護士（第二東京弁護士会）、幹事として田岡直博弁護士（香川県弁護士会）が参加している。

同年4月21日に第1回部会が開催され、各委員から意見表明が行われ、同年5月30日の第2回部会では、東住吉事件から青木恵子氏と塩野隆史弁護士、袴田事件から袴田ひで子氏と間光洋弁護士が出席し、ヒアリングが行われた。

今後、元検察官、元裁判官、犯罪被害者からヒアリングを行った上で、7月に論点整理を行い、翌年3月頃には答申のとりまとめを目指す予定とのことである。

3 速やかな議員立法による法改正を優先すべきこと

諮問第129号の諮問事項が議連の法案と重複した内容であること、委員の囑託にあたり法改正を推進すべきとの立場を明確にしている方への委嘱が少ないこと、答申をとりまとめる時期が当初予定されていた9月から延期されたことなどから、法務省が議連による法案提出の阻止を狙いとしていたのではないかと訝しむ声が少ない。そもそも、法制審はあくまでも法務大臣の諮問機関にとどまるのであるから、全国民を代表する国会議員が法案を審議しようとする場合に、これが法制審によって制約されてしまうようなことはあってはならない。

議連の法案は、証拠開示の義務化や検察官の抗告禁止など4項目に絞ることで、迅速な法改正の実現を図るものとなっている。

国会において議連の法案を速やかに成立させ、法制審においては、2023年2月17日に日弁連が公表した「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」で提言された要点15項目の改正点等、残された課題について審議するべきだ。